

大町市の発注する物件の買入れ、物件の借入れ、製造の請負及びその他の契約（建設工事並びに建設工事に係る測量、調査及び設計等の契約を除く。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

（大町市告示第88号）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、大町市が締結しようとする物件の買入れ、物件の借入れ、製造の請負及びその他の契約（建設工事並びに建設工事に係る測量、調査及び設計等の契約を除く。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次のように定め、大町市の発注する製造の請負、物件の買入れに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年告示第69号）の全部を改正する。

（競争入札参加資格の申請に必要な要件）

第1 競争入札に参加する資格の申請をすることができる者は、次に掲げるすべての要件に該当していなければならない。ただし、物件の売払いに係る契約については、大町市財務規則（昭和55年規則第2号）第2条に規定する予算執行者が競争入札の条件として別に定めるところによる。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有していること及び破産者等でないこと。
- (2) 市税（大町市に納税義務がある場合に限る。）並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (3) 営業に関し許可又は認可を必要とする場合において、これを得ていること。
- (4) 大町市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。また、大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

（競争入札参加者の資格）

第2 競争入札の参加資格は、次の表の右欄に掲げる契約予定金額の区分に応じ、同表左欄に掲げる等級区分のとおりとする。

等級区分	契約予定金額
A	制限なし
B	1,000万円未満
C	300万円未満

2 前項に規定する等級区分は、次の各号に掲げる事項を審査し、別表に基づき等級の格付けを行う。

- (1) 申請時直前の決算の事業年度における年間販売（製造）実績額
- (2) 申請時直前における資本金（個人にあつては元入金）の額
- (3) 申請時までの営業年数
- (4) 申請時における事業に従事する従業員の数

- (5) 申請時直前の決算における流動比率
- (6) 申請時直前の決算における生産設備（機械設備等）の額。ただし、製造業に限る。
- (7) その他市長が必要と認める事項
（競争入札参加資格審査申請）

第3 入札参加資格を得ようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 営業種目
- (2) 取扱メーカー
- (3) その他業務で受託可能とした業務に直接従事する職員数の内訳
- (4) 営業経歴書
- (5) 法人にあつては、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、個人にあつては、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152条）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の長の証明書
- (6) 資格審査基準日の直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（個人にあつては、これらに類する書類）
- (7) 資格審査基準日の属する年度の市税の納税証明書又は未納の額がないことについての証明書（大町市に納税義務がある場合に限る。）
- (8) 資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度における消費税及び地方消費税の納税証明書
- (9) 委任状（支店、営業所等に大町市との取引上の権限を委任する場合に提出）
- (10) 法令に基づいて得た営業許可、認可等の証明書の写し
- (11) 代理店、特約店等の契約の証明書の写し
- (12) 大町市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。また、大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第3に掲げる措置要件に該当しない旨等を誓約することを証する書類
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期間は、別に定める。

（競争入札参加資格審査の実施）

第4 定期に行う資格審査は、2年に1回行うものとする。

- 2 一般競争入札に係る入札参加資格申請については、随時、審査を行うものとする。
- 3 前2項に規定するほか、市長が必要と認める場合においては審査を行うことがある。

（競争入札参加資格の承継）

第5 入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）の営業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合若しくは包括承継が行われた場合又は業務を譲り受けた場合は、市長の承認を得て、入札参加資格を承継することができる。

- 2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく入札参加資格承継承認申請書に、営業の一切を承継したことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更届等)

第6 有資格者が次の各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したときは、その相続人
- (2) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人
- (3) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- (4) 廃業並びに営業を停止及び休止したときは、本人（法人にあっては、その役員）

2 有資格者は次の各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく入札参加資格審査申請書記載事項変更届に、変更事項を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 営業所の所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（平成25年告示第2号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年告示第4号）

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前の告示の規定に基づき申請がされ、資格を認定された者については、平成27年3月末日まで従前の効力を有する。

附 則（平成28年告示第214号）

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前の告示の規定に基づき申請がされ、資格を認定された者については、平成29年3月末日まで従前の効力を有する。

(別表) (第2関係)

等級の格付

等級	総合審査数値	
	製造の請負	物品の販売及びその他の契約
A	92点以上	80点以上
B	69点以上 92点未満	60点以上 80点未満
C	69点未満	60点未満

項目別審査基準

1 製造の請負

年間販売額	
区分	数値
3億円以上	60
1億円以上 ～3億円未満	55
5,000万円以上～1億円未満	50
3,000万円以上～5,000万円未満	45
3,000万円未満	40

自己資本金	
区分	数値
3,000万円以上	15
1,000万円以上～3,000万円未満	12
300万円以上～1,000万円未満	9
100万円以上～ 300万円未満	6
100万円未満	3

営業年数	
区分	数値
30年以上	5
20年以上～30年未満	4
10年以上～20年未満	3
5年以上～10年未満	2
5年未満	1

従業員数	
区分	数値
30人以上	10
20人以上～30人未満	8
10人以上～20人未満	6
5人以上～10人未満	4
5人未満	2

流動比率	
区分	数値
120%以上	10
100%以上～120%未満	8
80%以上～100%未満	6
60%以上～ 80%未満	4
60%未満	2

機械設備等の額	
区分	数値
5,000万円以上	15
3,000万円以上～5,000万円未満	12
1,000万円以上～3,000万円未満	9
500万円以上～1,000万円未満	6
500万円未満	3

2 物品の販売及びその他の契約

年間販売額	
区分	数値
3億円以上	60
1億円以上～3億円未満	55
5,000万円以上～1億円未満	50
3,000万円以上～5,000万円未満	45
3,000万円未満	40

自己資本金	
区分	数値
3,000万円以上	15
1,000万円以上～3,000万円未満	12
300万円以上～1,000万円未満	9
100万円以上～300万円未満	6
100万円未満	3

営業年数	
区分	数値
30年以上	5
20年以上～30年未満	4
10年以上～20年未満	3
5年以上～10年未満	2
5年未満	1

従業員数	
区分	数値
30人以上	10
20人以上～30人未満	8
10人以上～20人未満	6
5人以上～10人未満	4
5人未満	2

流動比率	
区分	数値
120%以上	10
100%以上～120%未満	8
80%以上～100%未満	6
60%以上～80%未満	4
60%未満	2